

# 放送法施行規則及び無線局免許手続規則の改正

外資比率が規制の範囲内であることを把握・検証するための様式を定める総務省令につき、

- ・ 外国法人等の占める議決権の数や外資比率の詳細を把握するための表の整備
- ・ 外資比率の計算の過程について検証可能な構造の採用

等の改正を行う。

## ① 放送法施行規則の一部改正

- ・別表第六の一号(地上基幹放送の業務認定申請書)
- ・別表第六の二号(衛星基幹放送の業務認定申請書)
- ・別表第六の三号(移動受信用地上基幹放送の業務認定申請書)
- ・別表第七の一号(地上基幹放送に係る事業計画書)
- ・別表第七の二号(衛星基幹放送に係る事業計画書)
- ・別表第七の三号(移動受信用地上基幹放送に係る事業計画書)
- ・別表第六十号(認定放送持株会社認定申請書) 他

## ② 無線局免許手続規則の一部改正

- ・別表第一号 無線局の免許申請書及び再免許申請書の様式
- ・別表第二号第1(基幹放送局(略)の無線局事項書の様式)
- ・別表第二号第5(衛星基幹放送局(略)の無線局事項書の様式) 他

## ■ 衛星基幹放送事業者に係る例 (放送法施行規則別表第七の二号)

< 議決権等の総数 >

区分		株式数(株)	議決権の数(個)	
発行済株式	無議決権株式			
	議決権制限株式			
	完全議決権株式	自己保有株式		
		相互保有株式		
		特定外国株式		
		その他		
単元未満株式				
総数				
備考		1単元の株式数		

< 外資規制への適合状況 >

申請者が上場会社等以外である場合

区分	氏名 又は 名称	住所	法人 番号	株式数 (株)	議決権 の数 (個) ①	①÷ 議決権の総数 (%)	日本の国籍 の確認方法	備考
日本の国籍 を有する者								
日本法人								
合計								

申請者が上場会社等である場合

区分	氏名 又は 名称	住所	法人 番号	株式数 (株)	議決権 の数 (個) ②	②÷ 議決権の総 数 (%)	備考
外国法人等	議決権の総数の1000分の1以上を占める者						
	議決権の総数の1000分の1未満を占める者の合計(計者)						
合計							

